

別添 2

施工計画（簡易な施工計画）作成要領

工 事 名 岡崎拘置支所新営（機械設備）工事	
課 題	ダクト又は配管の施工に関して配慮すべき事項
内 容	ダクト又は配管の施工上配慮すべき事項について記載を求める。 適用図書 概略図面及び工事概要書のとおり

- 1 設計図書に示す施工をする上で、示された課題に対して「1）着目点と着目理由」を記載し、「2）着目点に対応した施工方法」が適切かどうかを審査する。

なお、本施工計画書は、「適切な施工方法」であるかということに着目するものであり、設計図書に示す仕様を超えるような提案を求めているものではない。

資料は必要に応じ説明図や表を含めることができるが、これらを含め日本産業規格 A 列 4 番縦 1 頁以内とする。

- 2 「1）着目点と着目理由」は示された課題に対して着目点を 1 項目上げ、その理由について記載すること。

なお、着目点を 2 項目以上記載した場合は、2 項目目以降を審査対象外とする。

- 3 「2）着目点に対応した施工計画」は着目点に対応した施工計画を 1 項目記載すること。

なお、施工計画を 2 項目以上記載した場合は、2 項目目以降を審査対象外とする。

記載に当たっては、工事の特性及び現場条件等を考慮の上、設計図書に示す仕様を満足する施工方法を具体的に記載する。

また、記載した施工計画は契約後に監督職員に提出する「施工計画書」（公共建築工事標準仕様書等の 1 章一般共通事項 2 節 工事関係図書 1－2－2 の施工計画書の (b)）に反映できる内容とする。

※記載例 【着目点に対応した施工方法の記載について】

本施工計画書には「品質を確保」ということに重点を置いて記載するものとする。

1) 着目点と着目理由

(着目点)： ○○○○工事における△△△△方法について

(着目理由)： ○○○○工事については、××××であることから▼▼▼が重要であり、□□□□標準仕様書に基づいた■ ■ ■ ■が必要であるため。

2) 着目点に対応した施工方法

・ ■ ■ ■ ■においては、□□□□標準仕様書◇章◆節「△△△△」に基づき施工を行い、表○.○.○により標準値が定められていることから、標準値を満足するように■ ■ ■ ■を行う。

4 「施工計画書」の記載内容が、以下に示す場合は不可（欠格）とする。

- ①「課題」、「1) 着目点と着目理由」、「2) 着目点に対応した施工方法」のそれぞれの関係が適切でない場合
- ②本工事の内容と無関係である場合
- ③関係法令に違反するもの
- ④概略図面及び標準仕様書等と不整合な記載である場合
- ⑤施工に対する安全性への配慮に欠けるもの
- ⑥その他、適正な履行がなされないおそれがある場合